

# 余市町自治基本条例の構成

## 前 文

### 第 1 章 総 則

#### 目的（第 1 条）

「この条例は、余市町の町政運営の基本理念を明らかにするとともに、町民、議会及び町のそれぞれの役割や責務を明確にし、協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定めることにより、町民自らの意思に基づいた自治の実現を図ることを目的とします。」（条例本文）

#### 定義（第 2 条）

「町民」「事業者」「町」「まちづくり」「協働」「町民参加」について定義。

#### 基本理念（第 3 条第 1 項・第 2 項）

「余市町の自治の主体は、町民を基本とします。」（条例本文）

「町民は、町民憲章を心得として、まちづくりを進めるものとします。」（条例本文）

#### 基本原則（第 4 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項）

「余市町の自治は、地方自治の本旨に基づき町民自らがまちづくりに主体的に取り組むことを基本とし、議会及び町長は、町民の信託に基づき政策を定め、町政を運営するものとします。」（条例本文）

「まちづくりは、年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いに関わりなく、個人の人権を尊重し、国際化が進む中、異なる文化や価値観を認め合う文化を育むことを基本とします。」（条例本文）

「町民及び町は、まちづくり及び町政に関する情報を共有するものとします。」（条例本文）

「町民及び町は、広く自治を担う人材を育成するとともに、協働によるまちづくりを進めます。」（条例本文）

### 第 2 章 町民

第 1 節 町民の在り方 町民の基本姿勢と役割（第 5 条） 町民の権利（第 6 条） 事業者の役割（第 7 条）

第 2 節 町民参加 町民参加（第 8 条） 町民意見の公募（第 9 条） 町民活動（第 10 条）

### 第 3 章 議会

議会の責務（第 11 条）

議員の責務（第 12 条）

### 第 4 章 町

第 1 節 町の基本事項 町の役割と責務（第 13 条） 町長の責務（第 14 条） 職員の責務（第 15 条）

第 2 節 行政運営 総合計画（第 16 条） 財政運営（第 17 条） 危機管理（第 18 条）

### 第 5 章 まちづくり

第 1 節 ひ と 子育て及び教育の推進（第 19 条）

第 2 節 くらし 町民の活動との連携（第 20 条） コミュニティの推進（第 21 条）

健康の増進及び福祉の向上（第 22 条） 保健、医療及び福祉の連携（第 23 条）

第 3 節 しごと 産業の振興と職場づくり（第 24 条）

第 4 節 情報共有 情報の公開（第 25 条） 情報の共有（第 26 条） 説明責任（第 27 条）

個人情報の保護（第 28 条）

第 5 節 意見交流 町民との意見交流（第 29 条）

### 第 6 章 住民投票

住民投票の実施と取扱い（第 30 条）

### 第 7 章 交流・連携

国及び北海道との連携協力（第 31 条）

他の地方公共団体等との連携協力（第 32 条）

町外の人々との交流及び連携（第 33 条）

国際交流及び地域間連携（第 34 条）

### 第 8 章 条例の位置付けと見直し

条例の位置付け（第 35 条）

条例の見直し（第 36 条）

町民自治推進委員会（第 37 条）